# 戦後における保健体育科教員養成機関の変遷 (4):大学院の課程について

# 掛水 通子

#### はじめに

本研究者はすでに、戦後における保健体育科教員養成機関の変遷について3報を報告した。第1報(掛水、2000)では国公私立の全大学・短期大学保健体育科教員養成機関の設置、改組、廃止等の変遷とその特色と問題点、第2報(掛水、2001a)では戦後の教員養成史のなかで特異な存在となった国立大学教員養成学部ゼロ免課程におけるスポーツ・健康に関するコースや専攻の設置状況の変遷と特色、第3報(掛水、2002)では保健体育科教員養成における男女差について報告した。

これまでは、大学学部や短期大学の課程、つまり、 正規の課程(学部等の課程)<sup>注1)</sup>についての報告であった。本研究における保健体育科教員養成機関とは、 開放性教員養成のなかでの教員免許状課程認定校を 意味しているが、課程認定校には、さらに、専攻科の 課程、聴講生の課程、大学院の課程、学部等の通信 の課程、大学院の通信の課程、教職特別課程等がある。

本報では、これらの課程から大学院の課程<sup>注2)</sup>について取り上げる。大学院の課程では正規の課程で取得できる免許状とは異なり、専修免許状(旧、一級普通免許状)が課程認定されている。後に、保健体育科教員免許状が課程認定されることになる大学院は1953(昭和28)年から設置され始めたが、今日では、大学学部が保健体育科教員養成機関である大学では、一部の大学<sup>注3)</sup>を除いて大学院が設置されるようになった。大学院の設置への過渡期に専攻科が設置された大学も有り、大学院の課程と同様専修免許状(旧、一級普通免許状)が課程認定されているが、

専攻科の課程については別稿に譲る。

本研究の目的は大学院修士課程と博士課程の関係、大学院と教員免許状の関係を検討した上で、保健体育科教員養成機関のうち、大学院の課程の設置がどのように拡大して来たのかを明らかにし、大学院設置状況の特色、問題点について検討することである。本研究では、各大学院関係資料、文部科学省関係資料、官報等を資料として用いた。

#### 1 大学院における教員免許状の課程認定

#### (1) 大学院のあり方の多様化

学校教育法第65条では、大学院の設置目的を、「学 術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ て、文化の進展に寄与すること」と定めている。

大学院設置基準(昭和四十九年六月二十日文部省令第二十八号、最終改正:平成一四年三月二八日文部科学省令第一〇号)ではおおよそ、大学院について次のように定めている。

大学院における課程は、修士課程及び博士課程とする。大学院には、修士課程及び博士課程を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。博士課程は専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。さらに、大学院には、高度の専門性

掛水 通子

を要する職業等に必要な高度の能力を専ら養うこと を目的として、特に必要と認められる専攻分野について教育を行う修士課程を置くことができる。それ を専門大学院と称す、などである。

専門大学院は1999 (平成11) 年に高度専門職業人の養成に特化した大学院の修士課程(専門大学院)が制度化されたものである。現在、教育や体育に関する専門大学院は設置されていない。

2002 (平成14) 年8月5日の中央教育審議会「大学院における高度専門職業人養成について」(答申)では、「高度で専門的な職業能力を有する人材の養成」を法令上明確に位置付けるとともに、当該目的に特化した大学院の課程として専門職学位課程を創設する。」とし、「専門職大学院は、現在の専門大学院の役割を発展させ、修業年限や教育方法、修了要件等の制度を『高度専門職業人養成』という目的に一層適した柔軟で弾力的な仕組みとするものであり、現行の専門大学院を包摂するとともに、その枠組みを更に広げた新しい形態の大学院として創設する。」(文部科学省、2002)としている。大学院は一貫制の博士課程、修士課程(博士課程前期)、博士課程(博士課程後期)、専門大学院を包摂する専門職大学院と多様化してきたのである。

#### (2) 保健体育科教員免許状の種類

旧免許状と新免許状の関係を示したものが表1である。旧免許状とは1949(昭和24)年11月30日の当初

の教育職員免許法によるものであり、新免許状とは 1988 (昭和63) 年12月28日改正の教育職員免許 法によるものである。旧免許状で高等学校教諭一級 普通免許状に相当するのが高等学校教諭専修免許状 である。他の学校種別には、専修免許状に相当する 免許状はなかった。つまり、修士の学位を必要とす る教員免許状は高等学校一級普通免許状のみであっ たのである。新免許状では、小学校教諭、中学校教 諭、盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭、幼稚園 教諭及び養護教諭にも、新たに修士の学位を必要と する専修免許状が設けられた。後掲の表6、表7に 示すように、これらの教員免許状課程認定校として 1989 (平成元) 年以後、急速に国立教員養成大学大 学院の設置が進んだ。

表2は現行の教育職員免許法第五条別表第一に示されたものを、保健体育科教員免許状に関係ある中学校教諭、高等学校教諭について示したものである。

第二欄基礎資格で「修士の学位を有すること」つまり、大学院の課程で単位を修得しなければならないのは、専修免許状である。備考欄七には「七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする。」としている。したがって、すでに学部で単位を修得しているものは中学校教諭免許状、高等学校教諭免許状共に、「大学

表 1 旧先	計板と新鬼計板の関	杀
旧 免 許	状	新 免 許 状
小学校教諭、中学校教諭、盲		専修免許状
学校教諭、聾学校教諭、養護		
学校教諭、幼稚園教諭及び養	一級普通免許状	一種免許状
護教諭	二級普通免許状	二種免許状
高等学校教諭	一級普通免許状	専修免許状
	二級普通免許状	一種免許状

表1 旧免許状と新免許状の関係

- (注) 旧免許状は改正前の旧法による、教育職員免許法(昭和二十四年十一月三十日法律第百四十七号)
  - 新免許状は改正教育職員免許法 [昭和六十三年十二月二十八日法律第百六号] 平成元年四月一日施行による
- (出典) 教員養成・免許制度研究会編集 (1990) 教員免許ハンドブック法令・解 説編. 第一法規:東京 733 頁を元に作成

第一欄		第二欄	第三欄			
所要資格		基礎資格	大学において修得することを必要とする 最低単位数			
免許状の種類		· 交 (使 )	教科に関 する科目	教職に関 する科目	教科又は教職 に関する科目	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	2 0	3 1	3 2	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	2 0	3 1	8	
	二種免許状	学校教育法第六十九条の二第七項に定め る準学士の称号を有すること。	1 0	2 1	4	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	2 0	2 3	4 0	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	2 0	2 3	1 6	

表 2 教育職員免許法による免許状の授与(教育職員免許法第五条別表第一)

#### 備考 大学院関係の備考のみ抜粋

- 二 第二欄の「修士の学位を有すること」には大学(短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。)の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする(別表第二の場合においても同様とする。)
- 七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする。
  - (注)・基礎資格は教育職員が現職研修等により免許状の授与を受ける場合には適用されない。
- (出典) ・教育職員免許法 (昭和二十四年十一月三十日法律第百四十七号) (最終改正平成十四年五月三十一日) 教員養成・免許制度研究会編集 (2002 a) 教員免許ハンドブック課程認定編追録 127~133号. 第一法 規:東京. 751~753頁

において修得することを必要とする最低単位数」に示された「教科又は教職に関する科目」の差し引き 24単位を大学院あるいは専攻科で修得することで 専修免許状が得られることになる。

このことにより、既に学部で中学校高等学校保健体育科一種免許状を取得している場合は、後掲の表6に示す国立教員養成大学の保健体育専攻以外の専攻や、他の体育やスポーツを専門としない大学院でも中学校高等学校保健体育科専修免許状を取得できることになる。逆に、一種教員免許状を学部で取得していないものは、大学院の履修だけでは専修免許状を取得できない。専修教員免許状は「修士の学位を有すること」としているため、修士課程と一貫制博士課程に課程認定されている。

# 2 教員養成大学学部以外の大学の大学院

#### (1) 国立大学大学院

2002 (平成14) 年4月現在、国立教員養成大学 学部以外の国立大学学部で保健体育科免許状課程認定 されている大学学部は、1949 (昭和24)年に設置さ れた大学のうち6大学中5大学(旧帝大からの北海 道、東京、京都、旧高等師範からのお茶の水女子、奈 良女子、東京教育で東京教育は閉学し5大学)と新設 2大学(筑波、鹿屋体育)、教員養成学部を廃止し移 行した2大学(神戸、徳島)を加えて9大学である。そ のうち徳島大学以外の8大学に保健体育科専修教員 免許状が課程認定されている大学院が設置されてい る。

表3は国立教員養成大学以外の国立大学大学院体 育学研究科等を設置年順に示したものである。この 表には同じ大学院で修士課程は課程認定されている ものの、課程認定されていない博士課程も教員養成 機関ではないが、大学院の設置状況を見るために含 めた。この中には教育学研究科教育学専攻でも、後に 保健体育科教員免許状が課程認定されている大学も 含んでいる。1953 (昭和28)年には北海道、東京、 京都の旧帝大系大学に教育学研究科あるいは人文科 学研究科の修士課程、博士課程が設置された。最も 早く保健体育科教員免許状が課程認定されたのは東 京大学大学院であった。1955 (昭和30)年4月1日に 高等学校1級普通免許状が課程認定されている<sup>注4)</sup>。 東京大学大学院は1963 (昭和38)年の改組で、教育 学研究科体育学専攻となり、さらに1995(平成7)年 の改組で総合教育科学専攻となり、再び専攻名に体 育は見られなくなったが、引き続き、保健体育科専

#### 表 3 国立教員養成大学以外の国立大学大学院体育学研究科等(設置年順) 【専修免許状(旧一級普通免許状)保健体育科課程認定校】

設置日		大学大学院	名	研究科名専攻名	専修免許な	犬(旧一糸	汲普通免	許状
				(専攻名の後ろの数字は			保健体	育科
				現存する専攻の入学定員)	刀課程認定证	<b>適用時期</b>	(各年4月	]1日
1953(昭28).4.1	(修・博)	北海道		教育学研究科教育学専攻(平12改組)		平12	中高保健	本専
1953(昭28).4.1	(修・博)	東京		人文科学研究科(昭38改組)		昭30	高保佑	本1普
1953(昭28).4.1	(修•博)	京都		教育学研究科教育学専攻(平10改組)		平2	中 保保	本専
1963(昭38).4.1	(修•博)	東京	(改)	教育学研究科体育学専攻(平7改組)		昭39	高保佑	本1普
1978(昭39).4.1	(修)	東京教育		体育学研究科(昭53閉学)		昭39	高保体・係	呆1普
1980(昭55).4.1	(博)	奈良女子		文学研究科比較文化学専攻(昭56改組)		課程認知	定なし	
1981(昭56).4.1	(†尊)	奈良女子	(改)	人間文化研究科比較文化学専攻(平10改組)		課程認定	定なし	
1973(昭48).4.1	(修)	お茶の水女	子	人文科学研究科舞踊教育学専攻(平9改組)		昭48	高保佑	本1普
1976(昭51).4.1	(修)	筑波		体育研究科体育方法学専攻30、コーチ学専攻	30	昭51	高保佑	本1普
				健康教育学専攻30		昭51	高保	1普
1976(昭51).4.1	(博•一貫制)	筑波		体育科学研究科(平13改組)		課程認	定なし	
1976(昭51).4.1	(修)	奈良女子		文学研究科体育学専攻(平10改組)		昭51	高保佑	本1普
1976(昭51).6.1	(博)	お茶の水女	子	人間文化研究科比較文化学専攻(平11改組)		課程認定	定なし	
1978(昭53).3.31	(修)	東京教育		体育学研究科閉学				
1980(昭55).4.1	(博後)	奈良女子		文学研究科比較文化学専攻(昭56改組)		課程認為	定なし	
1981(昭56).4.1	(博後)	奈良女子	(改)	人間文学研究科比較文化学専攻(平10改組)		課程認定	定なし	
1988(昭63).4.1	(修)	鹿屋体育		体育学研究科体育学専攻18		昭63	高保佑	本1普
1995(平 7).4.1	(修•博)	東京	(改)	教育学研究科体育学専攻等を総合教育科学専	事攻に改組 しゅうしゅう かいかん かいかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんか			
				総合教育科学専攻42・17保健保	本育コース	平7	中高保佑	本専
				保健	コース	平7	中高保	専
1997(平 9).4.1	(修)	筑波		体育研究科スポーツ健康科学専攻30		平11	中高保	専
1997(平 9).4.1	(博前)	お茶の水女子	(改)	人文科学研究科舞踊教育学専攻を廃止し、				
				人間文化研究科人文学専攻28舞踊•表現行動学	グコース設置	<del>平</del> 9	中高保佑	本専
				人間文化研究科発達社会科学専攻43	平14 中高1	保体専化	也多科小组	功専
1997(平 9).4.1	(修)	神戸		総合人間科学研究科人間行動·表現学専攻15保領	体育コース	平9	中高保佑	本専
1998(平10).4.1	(修•博)	京都	(改)	教育学研究科教育学専攻を教育科学専攻に改	<b>対組</b>			
				教育科学専攻28・14保健体育二	コース	平10	中高保佑	本専
1998(平10).4.1	(博前)	奈良女子	(改)	文学研究科体育学専攻を廃止し、				
				人間文化研究科人間行動科学専攻18スポーツ科学	コース設置	平10	中高保佑	本専
1998(平10).4.1	(博後)	奈良女子	(改)	人間文化研究科改組複合領域科学專攻15增	設	課程認定	定なし	
1999(平11).4.1	(博後)	奈良女子	(改)	人間文化研究科及び文化学専攻及び生活環境	竟学専攻を			
				比較文化学専攻12人間環境科学専攻15に改	組	課程認定	定なし	
1999(平11).4.1	(博後)	お茶の水女子	(改)	人間文化研究科比較文化学専攻を				
				比較社会文化学専攻18国際日本学専攻11にi	<b>汝組</b>	課程認定	定なし	
2000(平12).4.1	(修・博)	北海道	(改)	教育学研究科教育学専攻及び教育制度専攻な	<u> </u>			
				教育学専攻に改組45・21保健体	▶育コース	平12	中高保佑	本専
2001(平13).4.1	(博•一貫制)	筑波	(改)	体育科学研究科等を廃止し人間総合科学研究	科設置			
				人間総合科学研究科教育学専攻8保健体育コ	ース	平13	中高保存	本専
				学校教育学専攻6保健	体育コース	平13	中高保存	
				体育科学専攻20		課程認定		
				スポーツ医学専攻8		課程認定		

- (出典)各大学院資料、各報各号、大学教育研究会監修(2002)平成14年度全国大学一覧 文教協会:東京、教員養成・免許制度研究会編集(2002)教員免許ハンドブック課程認定編追録127~133号. 第一法規:東京から作成した。
- (注)・表中の略語は次の意味である。
  - 昭:昭和 平:平成 修:修士課程 博:博士課程 博前:博士前期課程 中:中学校教諭 高:高等学校教諭 保体:保健体育
  - 保:保健 (改):改組での設置 専:専修免許状 1 普: 1 級普通免許状
  - ・修士課程と博士課程が設置されている場合、修士課程に課程認定されている。
  - ・本表のほかに、保健体育科専修教員免許状が課程認定されていない、公立の身体運動関連の大学院もある。

    - 1998 (平成10)年12月22日設置(修)東京都立大学理学研究科身体運動科学専攻52000(平成12)年12月21日設置(博)東京都立大学理学研究科身体運動科学専攻4

修免許状が課程認定されている。1957 (昭和32)年3月から1989 (平成元)年3月までに15名が高校1級普通免許状を、1990 (平成2)年3月から2002 (平成14)年3月までに4名が中高保健体育科専修免許状を修了と同時に取得している<sup>注5)</sup>。京都大学教育学研究科は1990 (平成2)年、北海道大学は2000 (平成12)年の課程認定で、京都大学では、当時の教授の回想によると、教育界で体罰等が社会問題になったこと、総合大学における理系学部、文系学部の教員免許状の拡大、生理学の専門分野の先生がいたことなどから、体育教育学を導入した<sup>注6)</sup>としている。

旧帝大から新制大学移行した大学に比較し、旧高 等師範学校から大学になった3大学の体育学専攻等 の大学院設置は遅かった。1964(昭和39)年4月1 日設置東京教育大学大学院体育学研究科、1973(昭 和48)年4月1日設置のお茶の水女子大学大学院人 文科学研究科舞踊教育学専攻、1976(昭和51)年4 月1日設置の奈良女子大学大学院文学研究科体育学 専攻で、いずれも修士課程のみの設置であった。こ れらのうち、研究科名に「体育 | を用いているのは東 京教育大学大学院体育学研究科のみであった。お茶 の水女子大学大学院と奈良女子大学大学院は学部の 改組に沿った形で改組し、現在は、お茶の水女子大 学は人間文化研究科人文学専攻舞踊・表現行動学コ ース、奈良女子大学は人間文化研究科人間行動科学 専攻スポーツ科学コースと、それぞれコースとして 存在している。お茶の水女子大学は人間文化研究科 発達社会科学研究科も新たに課程認定されている。 さらに、1976(昭和51)年に博士課程人間文化研 究科を設置したお茶の水女子大学は1999(平成11) 年の改組で比較社会文化学専攻と国際日本学専攻で 身体運動学や舞踊学に関する研究が行なわれてい る。1980 (昭和55)年に博士課程文学研究科を設 置し、翌年人間文化研究科と改めた奈良女子大学は 1998 (昭和10) 年増設の複合領域科学専攻等で 体育に関する研究が行なわれている。

東京教育大学閉学前に、それに代わる形で1973 (昭和48)年10月1日に設置された筑波大学には 1976(昭和51)年4月に大学院修士課程体育研究 科と博士課程体育科学研究科が設置された。「体育」 を研究科名に用いた初の博士課程であった。博士課程体育科学研究科は、2001 (平成13)年4月に廃止となり、改組された新設の人間総合科学研究科体育科学専攻となった。これによって、「体育」を研究科名に用いた国立大学大学院博士課程は姿を消した。1981 (昭和56)10月1日に設置され、1984 (昭和59)年4月1日に学生が入学した鹿屋体育大学には一期卒業生に合わせて1988 (昭和63)年4月1日に大学院修士課程体育学研究科体育学専攻が設置された。

神戸大学と徳島大学は教員の目的養成をやめ、教 員養成大学ではなくなったが、今でも学部は両大学 とも保健体育科教員免許状が課程認定されている。 神戸大学は1997 (平成9)年4月1日に大学院教育 学研究科を廃止し、改組した総合人間科学研究科人 間行動・表現学専攻に保健体育科専修免許状が課程 認定されている。徳島大学は教育学部を廃止した時 点で大学院教育学研究科は未設置で、その後も教育 に関わる大学院は設置していないため、保健体育科 専修免許状は課程認定されていない。

#### (2) 私立大学大学院

表4は、保健体育科教員免許状課程認定校である 私立大学大学院を設置年順に示したものである。こ の表には国立大学大学院同様、課程認定されていな い博士課程も教員養成機関ではないが、大学院の設 置状況を見るために含めた。大学院設置と課程認定 の時期にはずれがある大学院もある。また、前述し たように、学部で一種免許状を取得後、「教科又は教 職に関する科目」の差し引き24単位を大学院で修得 することで専修免許状が得られるので、体育学研究 科でなくても、保健体育科専修免許状は取得可能で ある。

体育学・スポーツ科学等を専攻する私立大学大学院は国立大学大学院より遅れて設置され始めた。1961 (昭和36)年設置の日本大学文学研究科教育学専攻は1965 (昭和40)年に体育学コースを設けたが、(「体育学」研究科としては1971 (昭和46)年設置の順天堂大学大学院修士課程体育学研究科保

## 表 4 私立大学大学院体育学・スポーツ科学等を専攻する研究科等(設置年順) 【専修免許状(旧一級普通免許状)保健体育科課程認定校】

設置日	大学大学院名	研究科名、専攻名	専修免許状(旧一)	———————— 級普通免許状)
	•		初課程認定適用時期	別(各年4月1日)
1961(昭36). 3.31	(修)日本	文学研究科教育学専攻(昭40体育学コース設置)	平2 中高保付	本・中社・高公専
1961(昭36). 3.31	(博)日本	文学研究科教育学専攻	課程認	定なし
1971(昭46). 3.31	(修)順天堂	体育学研究科保健体育学専攻(平9改組)	昭46	高保体1普
1974(昭49). 3.28	(修)中京	体育学研究科体育学専攻	昭53	高保体1普
1975(昭50). 3.25	(修)日本体育	体育学研究科体育学専攻(平9改組)	昭50	高保体1普
1976(昭51). 3.25	(修)東海	体育学研究科体育学専攻	昭51	高保体1普
1987(昭62). 3.18	(博)中京	体育学研究科体育学専攻	課程認	定なし
1990(平 2). 3.19	(修)福岡	体育学研究科体育学專攻	平2	中高保体専
1991(平 3). 3.20	(修)早稲田	人間科学研究科生命科学専攻	平3	中高保体専
		健康科学専攻	平3	中高保体専
1992(平 4). 3.19	(修)中京女子	健康科学研究科健康科学専攻保健体育コース	平4	中高保体專
		保健コース	平4	中高保東
1992(平 4). 3.19	(修)大阪体育	体育学研究科体育学専攻(平12改組)	平4	中高保体専
1993(平 5). 3.19	(修)日本女子体育	スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻	平5	中高保体専
1993(平 5). 3.19	(博)早稲田	人間科学研究科生命科学専攻	課程認	定なし
		健康科学専攻	課程認	3定なし
1994(平 6). 3.19	(修)武庫川女子	臨床教育学研究科臨床教育学専攻	平13 中高保付	本•保•他多科専
1995(平 7). 3.16	(博•一貫制)東亜	総合学術研究科総合人間・文化専攻	平13	中高保体専
1995(平 7).12.22	(修)国際武道	武道・スポーツ科学研究科武道・スポーツ専攻	平8	中高保体専
1995(平 7).12.22	(修)川崎医療福祉	医療技術学研究科健康体育学専攻	平9	中高保体専
1996(平 8).12.19	(博)武庫川女子	臨床教育学研究科臨床教育学專攻	課程認	定なし
1997(平 9). 4. 1	(修)順天堂 (改)	体育学研究科保健体育学専攻をスポーツ健康科学	学研究科	
		スポーツ健康科学専攻に名称変更		中高保体専
1997(平 9). 4. 1	(修)日本体育 (改)	体育学研究科体育学専攻を		
		体育科学研究科体育科学専攻に名称変更		中高保体・養専
1997(平 9).12.19	(修)仙台	スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻	平10 中高保体	専 平14 養専
1997(平 9).12.19	(博)日本体育	体育科学研究科体育科学専攻	課程認	定なし
1999(平11).12.22	(博)順天堂	スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻	課程認	定なし
1999(平11).12.22	(通信制・修)東亜	総合学術研究科人間科学専攻	平13	中高保体専
2000(平12). 4. 1	(修)大阪体育(改)	体育学研究科体育学専攻を		
		スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻に名称変更	<u> </u>	中高保体専
2000(平12).12.21	(博)大阪体育	スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻	課程認	定なし
2000(平12).12.21	(修)国士舘	スポーツ・システム研究科スポーツ・システム専攻	平13	中高保体専
2000(平12).12.21	(修)国士舘	人文科学研究科教育学専攻	P13 中高保体・中社・	高地歴公・小専
2001(平13).12.20	(修)桜美林	国際学研究科人間科学専攻健康心理学専修	平14	中高保体専

(出典) 各大学院資料、各報各号、大学教育研究会監修(2002)平成14年度全国大学一覧. 文教協会:東京、教員養成・免許制度研究会編集(2002)教員免許ハンドブック課程認定編追録127~133号. 第一法規:東京から作成した。

(注)・表中の略語は次の意味である。

昭:昭和 平:平成 修:修士課程 博:博士課程 博前:博士前期課程 中:中学校教諭 高:高等学校教諭 保体:保健体育保:保健 (改):改組での設置 専:専修免許状 1 普:1 級普通免許状

- ・博士課程を設置した大学院は、それまでの修士課程を博士前期課程としているが、本表では書き換えていない。
- ・本表に記載の私立大学は、全て大学の課程も中高保健体育科教員免許状が課程認定されている。
- ・本表に記載以外の私立大学中、次の大学学部は、大学の課程は中高保健体育科教員免許状が課程認定されている。 (大学院が設置されていない大学)

東京女子体育大学、天理大学、愛知みずほ大学、鹿児島純心女子大学

(保健体育科以外の教科で課程認定されている大学院は設置されているが、体育等の専攻の大学院は設置なし) 北海道浅井学園大学、文教大学、玉川大学、大阪国際大学

表 5 平成 14 (2002) 年度体育学・スポーツ科学等を専攻する私立大学大学院入学定員と課程認定状況 2002 (平成14) 年4月現在

設置日	大学大学院名 4	研究科名、専攻名	入学定	員 課程認	定専修免許状
1961(昭36). 3.31	(修)日本	文学研究科教育学専攻	10	中高份	保体・中社・高公
1961(昭36). 3.31	(博)日本	文学研究科教育学専攻	3		課程認定なし
1971(昭46). 3.31	(修)順天堂 (改)	スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専	攻 21		中高保体
1999(平11).12.22	(博)順天堂	スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専	攻 4		課程認定なし
1975(昭50). 3.25	(修)日本体育(改)	体育科学研究科体育科学専攻	25		中高保体・養
1997(平 9).12.19	(博)日本体育	体育科学研究科体育科学専攻	6		課程認定なし
1974(昭49). 3.28	(修)中京	体育学研究科体育学専攻	12		中高保体
1987(昭62). 3.18	(博)中京	体育学研究科体育学専攻	4		課程認定なし
1976(昭51). 3.25	(修)東海	体育学研究科体育学専攻	10		中高保体
1990(平 2). 3.19	(修)福岡	体育学研究科体育学専攻	12		中高保体
1991(平 3). 3.20	(修)早稲田	人間科学研究科生命科学専攻	30		中高保体
		健康科学専攻	40		中高保体
1993(平 5). 3.19	(博)早稲田	人間科学研究科生命科学専攻	10		課程認定なし
		健康科学専攻	10		課程認定なし
1992(平 4). 3.19	(修)中京女子	健康科学研究科健康科学専攻	10	保健体育コース	中高保体
				保健コース	中高保
1992(平 4). 3.19	(修)大阪体育(改)	スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻	12		中高保体
2000(平12).12.21	(博)大阪体育	スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻	6		課程認定なし
1993(平 5). 3.19	(修)日本女子体育	スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻	15		中高保体
1994(平 6). 3.19	(修)武庫川女子	臨床教育学研究科臨床教育学専攻	20	中高值	R体、保·他多科
1996(平 8).12.19	(博)武庫川女子	臨床教育学研究科臨床教育学専攻	4		課程認定なし
1995(平 7). 3.16	(博•一貫制)東亜	総合学術研究科総合人間•文化専攻	2		中高保体
1999(平11).12.22	(通信制・修)東亜	総合学術研究科人間科学専攻	50		中高保体
1995(平 7).12.22	(修)国際武道	武道・スポーツ科学研究科武道・スポーツ専攻	10		中高保体
1995(平 7).12.22	(修)川崎医療福祉	医療技術学研究科健康体育学専攻	8		中高保体
1997(平 9).12.19	(修)仙台	スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻	15		中高保体
2000(平12).12.21	(修)国士舘	スポーツ・システム研究科スポーツ・システム専	攻 40		中高保体
2000(平12).12.21	(修)国士舘	人文科学研究科教育学専攻	15	中高保体・中	社・高地歴公・小
2001 (平13).12.20	(修)桜美林	国際学研究科人間科学専攻	30	健康心理学専修	中高保体

(出典) 各大学院資料、各報各号、大学教育研究会監修(2002)平成14年度全国大学一覧. 文教協会:東京、教員養成・免許制度研究会編集 (2002) 教員免許ハンドブック課程認定編追録127~133号.第一法規:東京から作成した。

(注)・表中の略語は次の意味である。

昭:昭和 平:平成 修:修士課程 中:中学校教諭 高:高等学校教諭 小:小学校教諭 博:博士課程 博前:博士前期課程

養:養護教諭 保体:保健体育 保:保健

他多科:その他数教科以上の科目が課程認定あれている (改):改組での設置 公:公民 社:社会

健体育学専攻が私立大学大学院初であった。昭和期 の設置は文学研究科を含めて6大学院のみであった。 すでに、昭和期に体育等を主として学ぶ16大学学部 が設置されていたので、大学院の設置が低調であっ たことがわかる。先に述べたように、1988(昭和6 3)年12月28日に教育職員免許法が改正され、これ までの高等学校教諭に加えて、全ての学校免許状に も修士の学位を必要とする専修免許状が設けられ た。このことが「専攻分野における研究能力又は高 度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養

うことを目的 | とする修士課程の設置へと進ませた 理由の一つと思われ、平成に入って毎年修士課程の 設置が続いた。体育学部で大学院を設置していない 大学は2校となった。

表5は2002(平成14)年4月現在の保健体育科教 員免許状が課程認定されている私立大学大学院入学 定員と課程認定専修免許状の一覧である。学部が保 健体育科教員免許状課程認定されている私立4年制 大学学部は現在、25大学26学部ある。このうち、17 大学18学部には大学院の課程にも保健体育科教員 掛水 通子

免許状が課程認定されている。8大学は学部は保健体育科教員免許状が課程認定されているが、大学院は課程認定されていない。それらは、大学院を有していない4大学(東京女子体育大学、天理大学、愛知みずほ大学、鹿児島純心女子大学)<sup>注7)</sup>と保健体育科以外では課程認定されている他の専攻の大学院を持つ4大学(北海道浅井学園大学、大阪国際大学、文教大学、玉川大学)である。

体育学・スポーツ科学等を専攻する私立大学大学 院博士課程として1987 (昭和62) 年に初めて、中京 大学大学院博士課程体育学研究科体育学専攻が 設置された。表4に示した私立大学大学院博士課程 は、5年一貫性制の東亜大学大学院を以外は課程認 定されていない。「修士の学位を有すること」を基礎 資格としているので、各大学院とも、修士課程で課程 認定を受けている。現在では約半数の8大学院に博 士課程が設置されるまでになった。

1990 (平成2)年設置の福岡大学大学院体育学研究科までは研究科の名称に体育学研究科体育学専攻が用いられた。それ以後は人間科学研究科、健康科学研究科、スポーツ科学研究科、スポーツ健康科学研究科、スポーツ・システム研究科等の名称で設置されたり、名称変更が行われた。少子高齢化社会の到来により、大学学部の保健体育教師養成から生涯スポーツ指導者養成、健康科学研究者・指導者養成への改組に伴って、大学院も「体育」からの脱却が見られる。「スポーツ」と「健康」の「科学」的研究へと移ってきたことがわかる。

さらに、近年の特色として、大学院の研究科名からは保健体育科教員免許状の課程認定を受けているとは思われないような大学院の設置、現職教員の職業を続けながらの再教育の役割を持つ大学院の設置が挙げられよう。前者では2001(平成13)年12月設置、2002(平成14)年4月1日課程認定の桜美林大学国際学研究科である。後者では、多くの大学院で見られる昼夜開講制、夜間開講制、さらには通信教育による大学院である。武庫川女子大学臨床教育学研究科臨床教育学専攻では、1994(平成6)年設置の修士課程、1996(平成8)年設置の博士課程とも、「主として社会人対象」とし、夜間開講制を敷い

ている。修士課程は2001(平成13)年4月1日に課程認定を受けたが、武庫川女子大学によると、2002 (平成14)年度に保健体育科専修免許状申請者が1名ある<sup>注8)</sup>。通信の課程として1999(平成11)年12月に初めて設置され、2001(平成13)年4月1日に課程認定された東亜大学大学院総合学術研究科では、まだ、専修教員免許状取得予定者はない<sup>注9)</sup>。

# (3) 大学院修士課程、博士課程の役割

大学院は教員免許状が課程認定されているものの、中学校高等学校の保健体育教員養成のみを目指しているのではない。大学院を修了し、大学の教員となるためには、教員免許状を必要としない。したがって、「修士の学位を有すること」を基礎資格としている現行の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校、養護教諭の専修免許状は、研究能力という面ではなく、「高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力」の面のためにあると考えられる。

体育やスポーツに関する大学院博士課程は他の分野より設置が遅く、博士課程の設置が少ない時は、修士課程が博士課程の役割も担って来た面があった。例えば、修士課程の修了者が大学体育教員になる例が多かった。しかし、近年は体育やスポーツに関する大学院博士課程の設置が進み、「近未来の大学体育教師の大半は博士課程の修了者」になると高橋らは予測している(高橋・長谷川、2000)。一方で全国大学体育連合の「大学保健体育教員にもとめられている能力・資質に関するアンケート回答結果」の1位は教育能力(77.6%)2位は実技指導能力(49.0%)で、研究能力は4位(34.7%)という報告もある(小林、2000)。

体育やスポーツに関する大学院の増加と共に、修 了者の進路に問題が生じている。小林の報告による と修了者数の増加とともに修了しても就職できない 者が増加し、修士課程修了者の半数が就職できず、 さらに博士課程では就職できない者の割合が修士課 程よりもさらに高くなっている(小林、2000)。また、 各大学院の入学案内でも、終了後の就職先の例とし て、研究職よりも、従来の学部卒業生の就職先と同 様の例が掲げられてることが多くなった。「高度の専門性を有する職業人」を養成する役割の面が増加しているとみなすことができよう。

# 3 国立教員養成大学学部の大学院

### (1) 設置状況と問題点

国立教員養成大学学部に大学院が初めて設置されたのは1966(昭和41)年4月1日であり、教員養成大学以外の国立大学や、私立大学あるいは他学部に比べて設置は遅かった。初の設置は東京学芸大学教

育学研究科学校教育専攻であり、保健体育専攻が設置されたのは1968(昭和43)年4月1日であった。

表6は保健体育以外の専攻、専修で保健体育科教 員免許状が課程認定されている国立教員養成大学大 学院の専攻を設置年順に示したもの、表7は保健体 育科教員免許状が課程認定されている国立教員養成 大学大学院保健体育等の専攻・専修を設置年順に示 したものである。両表は保健体育科教員免許状が課 程認定されている専攻のみを示したものであるか ら、この他にも様々な専攻がある。しかし1988(昭 和63)年以後、群馬大学と上越、兵庫、鳴門の新設3

表 6 保健体育以外の専攻、専修で保健体育科教員免許状課程認定されている国立教員養成大学大学院(設置年順) 2002 (平成 14 ) 年 4 月現在

			2	002 ( <del>*</del>	- 成   4 ) 年 4 月 現 在
設置日	大学大学院名	研究科名	<b>専攻名</b>	修免許状	(旧一級普通免許状)
			初該	程認定適	用時期(各年4月1日)
1966(昭41). 4. 1	(修)東京学芸	教育学研究科	学校教育専攻	昭57	高保体他多科1普
1966(昭41). 4. 1	(修)広島	教育学研究科	教科教育学専攻(平14改組)	昭45	高保体他多科1普
1968(昭43). 4. 1	(修)大阪教育	教育学研究科	学校教育専攻	昭60	高保体他多科1普
1978(昭53). 6.17	(修)愛知教育	教育学研究科	学校教育専攻	昭58	高保体他多科1普
1979(昭54). 4. 1	(修)横浜国立	教育学研究科	学校教育専攻	昭59	高保体他多科1普
1980(昭55). 4. 1	(修)兵庫教育	学校教育研究科	学校教育専攻教育臨床コース	平2	中高保体他多科専
1980(昭55). 4. 1	(修)兵庫教育	学校教育研究科	教科・領域教育専攻総合学習系コース	平2	中高保体他多科専
1980(昭55). 4. 1	(修)岡山	教育学研究科	学校教育専攻	昭56	高保体他多科1普
1980(昭55). 4. 1	(修)広島	学校教育研究科	学校教育専攻(平14改組)	平2	中高保体他多科専
1981(昭56). 4. 1	(修)静岡	教育学研究科	学校教育専攻	昭57	高保体他多科1普
1981(昭56). 4. 1	(修)神戸	教育学研究科	学校教育専攻(平9廃止)	昭60	高保体他多科1普
1982(昭57). 4. 1	(修)千葉	教育学研究科	学校教育専攻	昭58	高保体他多科1普
1982(昭57). 4. 1	(修)金沢	教育学研究科	学校教育専攻	昭57	高保体他多科1普
1983(昭58). 4. 1	(修)上越教育	学校教育研究科	学校教育専攻発達臨床コース	平2	中高保体他多科専
1983(昭58). 4. 1	(修)奈良教育	教育学研究科	学校教育専攻	昭60	高保体他多科1普
1983(昭58). 4. 1	(修)福岡教育	教育学研究科	学校教育専攻	昭58	高保体他多科1普
1984(昭59). 4. 1	(修)宇都宮	教育学研究科	学校教育専攻学校教育専修	昭58	高保体他多科1普
1984(昭59). 4. 1	(修)新潟	教育学研究科	学校教育専攻	昭59	高保体他多科1普
1984(昭59). 4. 1	(修)鳴門教育	学校教育研究科	学校教育専攻	平2	中高保体他多科専
1985(昭60). 4. 1	(修)福島	教育学研究科	学校教育専攻学校教育専修	平2	中高保体他多科専
1985(昭60). 4. 1	(修)奈良教育	教育学研究科	学校教育専攻学校教育専修	昭60	高保体他多科1普
1986(昭61). 4. 1	(修)熊本	教育学研究科	学校教育専攻	平2	中高保体他多科専
1988(昭63). 4.	(修)宮城教育	教育学研究科	学校教育専攻学校教育専修	平2	中高保体他多科専
1988(昭63). 4.	(修)茨城	教育学研究科	学校教育専攻学校教育専修	昭63	中高保体他多科専
1989(平元). 4.	(修)秋田	教育学研究科	学校教育専攻学校教育専修	平元	中高保体他多科1普
1989(平元). 4.	(修)三重	教育学研究科	学校教育専攻学校教育専修	平元	中高保体他多科1普
1990(平 2). 4.	Ⅰ (修)群馬	教育学研究科	学校教育専攻学校教育専修	平2	中高保体他多科専
1990(平 2). 4.	Ⅰ(修)埼玉	教育学研究科	学校教育専攻学校教育専修	平2	中高保体他多科専
1990(平 2). 4.	l (修)京都教育	教育学研究科	学校教育専攻学校教育専修	平2	中高保体他多科専
1990(平 2). 4.	(修)琉球	教育学研究科	学校教育専攻学校教育専修	平2	中高保体他多科專
1991(平 3). 4.	I (修)信州	教育学研究科	学校教育専攻	平3	中高保体他多科専
1991(平 3). 4.	1 (修)滋賀	教育学研究科	学校教育専攻学校教育専修	平3	中高保体他多科専
1					

1991(平 3). 4. 1	(修)島根	教育学研究科	学校教育専攻学校教育専修	平3	中高保体他多科専
1991(平 3). 4. 1	(修)山口	教育学研究科	学校教育専攻学校教育専修	平3	中高保体他多科専
1992(平 4). 4. 1	(修)北海道教育	教育学研究科	学校教育専攻学校教育専修	平3	中高保体他多科専
1992(平 4). 4. 1	(修)福井	教育学研究科	学校教育専攻学校教育専修	平4	中高保体他多科専
1992(平 4). 4. 1	(修)香川	教育学研究科	学校教育専攻	₹4	中高保体他多科専
1992(平 4). 4. 1	(修)大分	教育学研究科	学校教育専攻	平4	中高保体他多科専
1993(平 5). 4. 1	(修)山形	教育学研究科	学校教育専攻学校教育専修	平5	中高保体他多科専
1993(平 5). 4. 1	(修)和歌山	教育学研究科	学校教育専攻学校教育専修	平5	中高保体他多科専
1993(平 5). 4. 1	(修)愛媛	教育学研究科	学校教育専攻	平5	中高保体他多科専
1993(平 5). 4. 1	(修)佐賀	教育学研究科	学校教育専攻	平5	中高保体他多科専
1994(平 6). 4. 1	(修)弘前	教育学研究科	学校教育専攻学校教育専修	₩6	中高保体他多科専
1994(平 6). 4. 1	(修)富山	教育学研究科	学校教育専攻学校教育専修	平6	中高保体他多科専
1994(平 6). 4. 1	(修)鳥取	教育学研究科	学校教育専攻学校教育専修	平6	中高保体他多科専
1994(平 6). 4. 1	(修)長崎	教育学研究科	学校教育専攻	平6	中高保体他多科専
1994(平 6). 4. 1	(修)宮崎	教育学研究科	学校教育専攻	平6	中高保体他多科専
1994(平 6). 4. 1		教育学研究科	学校教育専攻	平6	中高保体他多科専
1995(平 7). 4. 1		教育学研究科	学校教育専攻	平7	中高保体他多科専
1995(平 7). 4. 1	(修)山梨	教育学研究科	学校教育専攻学校教育専修	平7	中高保体他多科専
1995(平 7). 4. 1	(修)岐阜	教育学研究科	学校教育専攻学校教育専修	平7	中高保体他多科専
1996(平 8). 4. 1	(修)高知	教育学研究科	学校教育専攻	平8	中高保体他多科専
1997(平 9). 4. 1		教育学研究科	総合教育開発専攻	平9	中高保体他多科専
1997(平 9). 4. 1		教育学研究科を廃.	ı <u>L</u>		
1999(平11). 4. 1		教育学研究科	学校教育臨床専攻	平11	中高保体他多科専
1999(平11). 4. 1		教育学研究科	学校教育臨床専攻	平11	中高保体他多科専
2000(平12). 4. 1		教育学研究科	学校教育臨床専攻	平12	中高保体他多科専
2000(平12). 4. 1		教育学研究科	学校教育臨床専攻	平12	中高保体他多科専
2000(平12). 4. 1		教育学研究科	学校教育専攻教育臨床コース	平12	中高保体他多科専
2000(平12). 4. 1			交教育研究科を教育学研究科に改組		
2000(平12). 4. 1		教育学研究科	学習科学専攻学習開発基礎専修	平12	中高保体他多科専
2001 (平13). 4. 1	(12) 1243	教育学研究科	学校臨床心理専攻学校臨床心理専修	平13	中高保体他多科専
2001 (平13). 4. 1		教育学研究科	学校臨床心理専攻学校臨床心理専修	平13	中高保体他多科専
2001 (平13). 4. 1 2001 (平13). 4. 1		教育学研究科	カリキュラム開発専攻	平13	中高保体他多科専
2001(平13). 4. 1		教育学研究科	学校教育専攻学校臨床心理専修	平13	中高保体他多科専
		教育学研究科	カリキュラム開発専攻	平13	中高保体他多科専
2001(平13). 4. 1 2001(平13). 4. 1		教育学研究科	学校教育専攻環境教育専修	平13	
2001(平13). 4. 1		教育学研究科	学校教育専攻情報教育専修	平13	
2007(平13). 4. 1		教育学研究科	カリキュラム開発専攻		中高保体他多科専
2002(平14). 4. 1		教育学研究科 教育学研究科	学校臨床心理專攻学校臨床心理專修	平14	
2002(平14). 4. 1		教育学研究科	学校教育専攻心理教育実践専修 カリキュラム開発専攻	平14	中高保体他多科専
2002(平14). 4. 1		教育学研究科	学校教育専攻発達支援教育専修	平14 平14	中高保体他多科専
2002(平14). 4. 1		教育学研究科	学校臨床心理専攻	平14	中高保体他多科専
	(PZ/ D // )	3× H 3=W12U13	フース MIII / ハイング・土 サイス	T14	中高保体他多科専

(出典)各大学院資料、各報各号、大学教育研究会監修(2002)平成14年度全国大学一覧. 文教協会:東京、教員養成・免許制度研究会編集(2002)教員免許ハンドブック課程認定編追録127~133号. 第一法規:東京から作成した。

(注)・表中の略語は次の意味である。

昭:昭和 平:平成 修:修士課程 博:博士課程 博前:博士前期課程 中:中学校教諭 高:高等学校教諭 保体:保健体育 保:保健 社:社会 公:公民 他多科:その他数教科以上の科目が課程認定されている(改):改組での設置 専:専修免許状 1 音: 1 級普通免許状

表7 保健体育科教員免許状課程認定されている国立教員養成大学大学院保健体育専攻・専修(設置年順) 2002 (平成 14 ) 年 4 月現在

設置日	大学大学院名	研究科名	專攻名 平成14年度入学定員	専修免	許状(旧一級普通免許状)
		L1-1-1		初課程	認定適用時期(各年4月1日)
1968(昭43). 4. 1	(修)東京学芸	教育学研究科	保健体育専攻 24	昭57	高保体1普
1969(昭44). 4. 1	(修)広島	教育学研究科	教科教育学専攻保健体育教育専修	昭45	高保体1普
1975(昭50). 4. 1	(修)大阪教育	教育学研究科	保健体育専攻 10 保健体育分野	昭60	高保体1普
1978(昭53). 6.17	(修)愛知教育	教育学研究科	保健体育専攻 8	昭58	高保体1普 昭63 保1普
1980(昭55). 4. 1	(修)兵庫教育	学校教育研究科	教科•領域教育專攻 170		
			生活・健康系コース(保健体育)	平2	中高保体・保・小・幼・養専
1980(昭55). 4. 1	(修)広島	学校教育研究科	·保健体育専攻(平9改組)	平2	中高保体専
1981(昭56). 4. 1	(修)横浜国立	教育学研究科	保健体育専攻(平13廃止)	昭59	高保体1普
1981(昭56). 4. 1	(修)岡山	教育学研究科	保健体育専攻 5	昭56	高保体1普
1982(昭57). 4. 1	(修)静岡	教育学研究科	保健体育専攻 4	昭57	高保体1普
1982(昭57). 4. 1	(修)金沢	教育学研究科	保健体育専攻 5	昭57	高保•体1普
1983(昭58). 4. 1		教育学研究科	保健体育専攻 5	昭58	高保体・保1普
1983(昭58). 4. 1			教科•領域教育專攻 140		
		3 1343217171717011	生活・健康系コース(保健体育)	昭63	高保体1普
1983(昭58). 4. 1	(修)福岡教育	教育学研究科	保健体育専攻 7	昭58	高保体1普
1984 (昭59). 4. 1		教育学研究科	教科教育専攻 50 保健体育専修	昭63	高保体1普
1984 (昭59). 4. 1		教育学研究科	教科教育専攻 27 保健体育専修	昭59	高保体1普
1984 (昭59). 4. 1				нДЭЭ	同体件(目
1964 (RD39). 4. 1	(16) 15(1)	子权教自机九代	· 教科·領域教育専攻 140	昭63	高保体1普
1005 (17700) 4 1	/44、福白	*********	生活・健康系コース(保健体育)		
1985(昭60). 4. 1		教育学研究科	教科教育専攻 33 保健体育専修	平2	中高保体・保・小・幼専
1985(昭60). 4. 1		教育学研究科	保健体育専攻 4	昭60	高保体1普
1985(昭60). 4. 1		教育学研究科	保健体育専攻(平9廃止)	昭60	高保体1普
1986(昭61). 4. 1		教育学研究科	教科教育専攻 34 保健体育専修	平2	中高保体・保・小・幼・養専
1988(昭63). 4. 1		教育学研究科	教科教育専攻 38 保健体育専修	昭63	高保体1普
1988(昭63). 4. 1		教育学研究科	教科教育専攻 32 保健体育専修	昭63	高保体1普
1989(平元). 4. 1		教育学研究科	教科教育専攻 31 保健体育専修	平2	中高保体・小・幼専
1989(平元). 4. 1		教育学研究科	教科教育専攻 33 保健体育専修	平元	高保体1普
1990(平 2). 4. 1	(修)群馬	教育学研究科	教科教育専攻 32 保健体育専修	平2	中高保体•小•幼専
1990(平 2). 4. 1	(修)埼玉	教育学研究科	教科教育専攻 40 保健体育専修	平2	中高保体・小・幼専
1990(平 2). 4. 1	(修)京都教育	教育学研究科	教科教育専攻 50 保健体育専修	平2	中高保体・小・幼専
1990(平 2). 4. 1	(修)琉球	教育学研究科	教科教育専攻 30 保健体育専修	平2	中高保体・小・幼専
1991(平 3). 4. 1	(修)信州	教育学研究科	教科教育専攻 32 保健体育専修	平6	中高保体・小・幼専
1991(平 3). 4. 1	(修)滋賀	教育学研究科	教科教育専攻 32 保健体育専修	平3	中高保体・小・幼専
1991(平 3). 4. 1	(修)島根	教育学研究科	教科教育専攻 30 保健体育専修	平3	中高保体・小・幼専
1991(平 3). 4. 1	(修)山口	教育学研究科	教科教育専攻 32 保健体育専修	平3	中高保体•小•幼専
1992(平 4). 4. 1	(修)北海道教育	教育学研究科	教科教育専攻 125 保健体育専修	平4	中高保体•保•小專
1992(平 4). 4. 1	(修)福井	教育学研究科	教科教育専攻 33 保健体育専修	平4	中高保体・小・幼専
1992(平 4). 4. 1	(修)香川	教育学研究科	教科教育専攻 33 保健体育専修	<b>平</b> 4	中高保体・小・幼専
1992(平 4). 4. 1	(修)大分	教育学研究科	教科教育専攻 33 保健体育専修	平4	中高保体・小・幼専
1993(平 5). 4. 1	(修)山形	教育学研究科	教科教育専攻 33 保健体育専修	平5	中高保体・小・幼専
1993(平 5). 4. 1	(修)大阪教育	教育学研究科	健康科学専攻 25 保健体育分野	平5	中高保体専
1993(平 5). 4. 1	(修)和歌山	教育学研究科	教科教育専攻 33 保健体育専修	平5	中高保体、保・小・幼
1993(平 5). 4. 1		教育学研究科	教科教育専攻 33 保健体育専修	<del>平</del> 5	中高保体•小•幼
1993(平 5). 4. 1		教育学研究科	教科教育専攻 33 保健体育専修	平5	中高保体•小•幼専
1994(平 6). 4. 1		教育学研究科	教科教育専攻 33 保健体育専修	平6	中高保体・保・小・幼・養専
1994(平 6). 4. 1		教育学研究科	教科教育専攻 32 保健体育専修	<del>平</del> 6	中高保体・小・幼専
.557(1 0/. 4. 1	(1)少/田山	マヘロ ナッパスパイ	30.1130日 420.02 1小庭 作日 4716	, 0	The section of the second

1994(平 6). 4. 1	(修)鳥取	教育学研究科	教科教育専攻 33 保健体育専修	平8	中高保体・小・幼専
1994(平 6). 4. 1	(12)	教育学研究科	教科教育専攻 32 保健体育専修	平6	中高保体・小・幼専
1994(平 6). 4. 1	(12724115	教育学研究科	教科教育専攻 32 保健体育専修	平6	中高保体・小・幼専
1994(平 6). 4. 1		教育学研究科	教科教育専攻 32 保健体育専修	平6	中高保体・保・小・幼・養専
1995(平 7). 4. 1	(12,1222	教育学研究科	教科教育専攻 32 保健体育専修	平10 平10	中高保体・小・幼専
1995(平 7). 4. 1		教育学研究科	教科教育専攻 33 保健体育専修	平7	中高保体・小・幼専
1995(平 7). 4. 1		教育学研究科	教科教育専攻 38 保健体育専修	平7	中高保体•小•幼専
1996(平 8). 4. 1	(修)高知	教育学研究科	教科教育専攻 27 保健体育専修	平8	中高保体•小•幼専
1997(平 9). 4. 1	(修)神戸	教育学研究科を廃	≨1下		
1997(平 9). 4. 1	(修)広島 (改)	学校教育研究科	<b>教科教育学専攻を</b>		
		教科教育科学專項	女及び生涯活動教育学専攻に改称		
		生涯活動教育学專	専攻健康スポーツ教育学専攻(平12改	(組)	平9 中高保体専
2000(平12). 4. 1	(博前)広島(改)	教育学研究科、学	校教育研究科を教育学研究科に改組	l	
		生涯活動教育学	専攻 25 健康スポーツ教育学専修	平12	中高保体専
2001(平13). 4. 1	(修)横浜国立(改)	教育学研究科	保健体育専攻を廃止し、		
			健康・スポーツ系教育専修設置8	平13	中高保体•小専

(出典) 各大学院資料、各報各号、大学教育研究会監修(2002)平成14年度全国大学一覧. 文教協会:東京、教員養成・免許制度研究会編集 (2002) 教員免許ハンドブック課程認定編追録127~133号. 第一法規:東京から作成した。

(注)・表中の略語は次の意味である。

昭:昭和 平:平成 修:修士課程 博:博士課程

博:博士課程博前:博士前期課程

中:中学校教諭 高:高等学校教諭 保体:保健体育 保:保健 体:体育

社:社会 公:公民 他多科:その他数教科以上の科目が課程認定されている(改):改組での設置

専:専修免許状 1普:1級普通免許状

教育大学を除く44教員養成学部に設置され、2000 (平成12)年には教員養成学部の入学定員の約4割<sup>注10)</sup>を占めるまでになったゼロ免課程には大学院の多くが対応していない。ゼロ免課程は、教員養成学部にあって、教員養成から離れた課程であるが、大学院になると近年ようやく設置されるようになったものの極僅かの大学院を除いて、教育学研究科学校教育専攻や教科教育専攻のみの設置になり、出身大学の大学院には対応した専攻がないという問題点を抱えている。

表6、表7に示すように、昭和40年代の大学院設置は低調で、1978 (昭和53)年以後は毎年何校ずつか次々と設置され、1996 (平成8)年設置の高知大学を最後に教員養成大学学部全48校に大学院が設置された。1996 (平成8)年以後は総合教育開発専攻、学校教育臨床専攻、カリキュラム開発専攻等の新たな専攻の追加設置や改組が行われている。

先に述べたように、1988(昭和63)年の教育職員免許法の改正で、それまで修士課程修了を基礎資格とする教員免許状(一級普通免許状)は高等学校のみであったが、すべての学校種に修士課程修了を基

礎資格とする専修免許状が設けられたことにより、 1989 (平成元) 年以降急速に国立教員養成大学学部 にも大学院が設置された見ることができる。

2001 (平成13) 年11月22日付けで文部科学省高等教育局専門教育課が報告した国立の教員養成系大学学部の在り方に関する懇談会の報告「今後の国立の教員養成系大学学部の在り方について(報告)」注11)には、「修士課程において深い研鑽を積み、特定の分野についてより高度の資質能力を備えた者を教育界に迎え入れるとともに、現職教員の研修意欲を促進することを目的として」「専修免許制度の創設や現職教員の再教育のニーズの高まりを受けて」(文部科学省、2002) 大学院が設置されたと述べられている。

国立教員養成大学学部大学院の組織を概観すると 次のような三タイプに分類できる。前二者は最初に 現れた大学の名前で分類した。

○東京学芸大学タイプ

教育学研究科

学校教育専攻 保健体育専攻(各教科専攻) 総合教育開発専攻 等 ○宇都宮大学タイプ教育学研究科

学校教育専攻 学校教育専修 教科教育専攻 保健体育専修

○新設教育大学タイプ

学校教育研究科

学校教育専攻

教育臨床コース 等

教科・領域教育専攻 生活・健康系コース 東京学芸大学タイプは初期の設置の大学院に見ら れ、教育学研究科の中に、学校教育専攻、保健体育 専攻等各教科の専攻が設置されているタイプであ る。このタイプでは保健体育は一つの専攻として設置 され専攻の入学定員も示されている。宇都宮大学タ イプは1984 (昭和59)年に現れ、1986 (昭和61) 年以後は全てこのタイプとなっている。教育学研究 科を大きく学校教育専攻と教科教育専攻の二つに分 け、教科教育専攻のなかに、保健体育専修等各教科 は専修として設置され、専攻全体の入学定員で示さ れている。両タイプ共さらに、近年はカリキュラム 開発専攻等新しい専攻が加わる場合もある。新設教 育大学タイプは3新設教育大学共通で、学校教育研 究科が学校教育専攻と教科・領域教育専攻に分かれ、 保健体育に関しては生活・健康系コースとして後者 のなかのコースとして設置されている。

#### (2) 大学院保健体育等専攻、専修

表6に示した専攻は、学校教育専攻等であり、中高 保健体育科専修免許状が課程認定されているが、主 として保健体育等を学ぶ専攻ではない。教員免許状 課程認定も小学校、幼稚園や中学高校の全教科が認 定されている。

表7に示した専攻、専修は主として保健体育等を 学ぶものである。最初の設置は1968(昭和43)年4 月1日の東京学芸大学大学院教育学研究科保健体育 専攻である。昭和40年代は翌年設置の広島大学大 学院教育学研究科教科教育学専攻保健体育教育専修 との2大学院のみで、1975(昭和50)年以降単科 教育大学から設置され始め、1996(平成8)年には 全大学に設置を終えた。主として、保健体育専攻ある いは教科教育専攻の保健体育専修であるが、1986(昭61)年以後は教科教育専攻の保健体育専修として設置されている。前に述べた他の国立大学や私立大学には、体育やスポーツに関する博士課程が設置されている大学院もあったが、こちらは全て修士あるいは博士前期課程である<sup>注12)</sup>。このことは研究能力よりも専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的としているといえる。中学校、高等学校の保健体育科専修免許状ばかりでなく、小学校、幼稚園、養護教諭等の専修免許状を得て教員としての能力を養おうとするものである。また、現職教員の再教育を目的とした設置でもある。

1993 (平成5) 年には大阪教育大学が夜間修士課程の教育学研究科健康科学専攻を設置し、1997 (平成9) 年には広島大学大学院が改組し生涯活動教育学専攻健康スポーツ教育学専修を置き、2001 (平成13) 年には.横浜国立大学大学院が保健体育専攻を廃止し、健康・スポーツ系教育専攻を設置するなど、学部のゼロ免課程同様、保健体育からの脱皮も見られ、教員以外の職業等に必要な高度の能力を養おうとしていることがわかる。

2002 (平成14) 年度入学定員のみを表中に記した。各大学員ともに、少数の入学定員である。しかし、この定員の入学生を確保することが困難な大学院もある<sup>注13)</sup>という問題点も生じている。

#### まとめ

大学院の修士課程は、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とし、博士課程は、さらに高度な専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としている。

1953 (昭和28) 年設置の東京大学大学院人文科学研究科は修士課程、博士課程ともに設置され、大学院の課程としてはじめて1955 (昭和30) 年4月に高等学校1級普通免許状保健体育科教員免許状が課程認定された。

1964(昭和39)年4月設置の東京教育大学大学院体育学研究科は研究科名に「体育」を用いた初の

大学院であったが、修士課程のみの設置であった。 以後、保健体育科教員免許状が課程認定された教員 養成大学以外の国立、私立大学大学院体育学研究科 等は、特に平成に入ってから急速に設置が進んだ。 近年は「スポーツ」・「健康」・「科学」等の研究科の 名称で設置され、修士課程を設置するほぼ半数の大 学院には博士課程も設置されるようになった。博士 課程の設置により体育・スポーツが他の分野と同様、 学問としての位置付けがなされたみなすことができ る。

体育・スポーツに関する大学院においては、修士課程のみの設置の頃は、修士課程が博士課程の性格をも担ってきたが、博士課程の設置の増加により、それぞれの目的が明確になってきた。近年は現職教員の再教育としての大学院も設置されるようになった。

教員養成大学学部の保健体育専攻等の大学院は 1968(昭和43)年4月の東京学芸大学大学院保健体育専攻が初めてであり、1996(平成8)年までに全48大学に設置された。すべて修士課程のみである。1988(昭和63)年の教育職員免許法の改正の影響を受け、高度の資質能力を備えた教員養成のためと共に現職教員の再教育のための目的も持つ。

大学院の増加は入学者が定員を満たさなかったり、 終了後の就職先がない者が増えたという問題点も生 じさせるようになった。従来は大学で教育されたこ とが、大学の大衆化に伴って、大学院に移行したと も考えることもできる。

各大学院の教育内容の比較検討や専攻科の変遷を 探ることを今後の課題としたい。

#### 注

1)課程認定校は官報に文部省(平成13年以降文部 科学省)告示として掲載されている。本研究では 課程認定校を各官報から調査した。付録に表8 として本研究で調査した保健体育科教員免許状 課程認定校記載の官報文部(文部科学)省告示 一覧を掲載した。昭和29年12月7日付け官報8 380号(139頁-145頁)文部省告示100号で初 めて正規の課程として、大学、短期大学の課程が

- 認定された。正規の課程と表記されたのは平成7年4月20日付け号外70号文部省告示第67号(14頁-25頁)が最後であり、以後は短期大学、大学種別に学部等の課程と表記されている。
- 2) 平成13年7月10日付け官報号外143号(1頁-68頁) 文部科学省告示123号で初めて大学院の通信の課程の課程認定校が告示された。平成14年4月までの大学院の通信の課程の課程認定校は東亜大学大学院のみである。本研究では、大学院の通信の課程を含めた。
- 3)2002(平成14)年4月現在、国立教員養成大学 学部全48校には保健体育科教員免許状課程認 定をされている保健体育に関する大学院が設置 されている。国立教員養成大学学部以外で、保 健体育科教員免許状課程認定をされている国立 大学のうち、徳島大学以外の8大学には、保健体 育科教員免許状課程認定をされている大学院が 様々な研究科名で設置されている。学部が保健 体育科教員免許状課程認定されている私立4年 制大学学部は25大学26学部である。このうち、 17大学18学部には大学院の課程にも保健体育 科教員免許状が課程認定されている。さらに、通 信の課程の大学院が1校ある。公立大学で、学部 が保健体育科教員免許状課程認定されているの は1大学(姫路工業大学)であるが、大学院は保 健体育科教員免許状課程認定されていない。
- 4)大学院の課程の保健体育科課程認定を官報で確認できた最初は昭和31年2月22日付官報8743号372頁、文部省告示6号である。この時の記載は東京大学大学院人文科学研究科のみで、昭和30年4月1日からの適用としている。この時、教育学研究を設置していた北海道大学、京都大学大学院は、学部は昭和29年に課程認定されていたが、大学院の課程の課程認定はされていない。
- 5) 東京大学教育学部厚生掛平成15年1月20日付 郵送による調査回答
- 6) 京都大学教育学部専門職員、平成15年1月17日 郵送調査に対する電話回答。田中昌人元教授談 による。

- 7) 愛知みずほ大学人間科学部人間学科と鹿児島純 心女子大学国際人間学部こども学科は2002(平 成14)年4月から新しく課程認定を受けている。
- 8) 武庫川女子大学教育研究所平成15年1月20日付 郵送による調査回答
- 9) 東亜大学大学院事務室平成15年1月18日付郵送による調査回答
- 10) 平成12年4月現在の全国立教員養成大学学部の入学定員を計算して前々報(掛水、2001a)に報告したが、教員養成課程9630人、ゼロ免課程6210人で、ゼロ免課程入学定員は全体の39.2パーセントを占める。
- 11)2001(平成13)年11月22日文部科学省高等 教育局専門教育課「今後の国立の教員養成系大 学学部の在り方について(報告)」の目次の大項 目は次のようになっている。
- はじめに
  - I 国立の教員養成大学学部が直面する主な課題等
    - 1 主な沿革
    - 2 直面する主な課題
  - Ⅱ 今後の教員養成学部の果たすべき役割
    - 1 学部の在り方
    - 2 大学院の在り方
  - □ 今後の国立の教員養成大学学部の組織体制の 在り方
    - 1 再編統合の必要性
    - 2 再編統合の考え方
  - IV 附属学校の在り方

さらに、本研究に関連する大学院の問題点は次 の箇所に述べられている。

- I 国立の教員養成大学学部が直面する主な課題等
- 1 主な沿革
  - (2)大学院の沿革
- 2 直面する主な課題
- (6) 大学院の充実の必要性
- ① 修士課程の充実
- ② 現職教員の積極的な受入れ
- ③ 新教育大学
- ④ 連合大学院博士課程
- Ⅱ 今後の教員養成学部の果たすべき役割

- 2 大学院の在り方
- (1)修士課程の在り方
  - ①修士課程で養成すべき能力
  - ② 教員養成学部の修士課程で授与する学位と その内容
  - ③ 現職教員の再教育のための体制整備
  - ④ 専修免許状の在り方の見直し
- (2)教員養成学部における専門大学院の基本的な考え方
- (3)博士課程の在り方
- 12)国立教員養成大学学部には例えば、東京学芸大学、横浜国立大学、埼玉大学の連合大学院など、複数大学の連合の大学院博士課程がある。体育やスポーツの研究がされているが、保健体育科教員免許状の課程認定はされていない。
- 13)地方の国立教員養成大学学部教員2002(平成14)年10月13日談話などによる。

#### 猫文

大学教育研究会監修(2002)平成14年度全国大学 一覧. 文教協会:東京.

掛水通子(2000)戦後における保健体育科教員養成機関の変遷.東京女子体育大学紀要 35:1-17. 掛水通子(2001a)戦後における保健体育科教員養成機関の変遷(2):国立大学教員養成学部スポーツ・健康に関するコースや専攻を設置するゼロ免課程について.東京女子体育大学紀要 36:11-26.

- 掛水通子(2001b)戦後における女子体育教員養成 機関に関する歴史的研究. 平成10年度-12年度 科学研究費補助金基盤研究((C)(2))研究成果 報告書PP.88.
- 掛水通子(2002)戦後における保健体育科教員養成機関の変遷(3):保健体育科教員養成における男女差の検討.東京女子体育大学紀要 37:15-36
- 教員養成·免許制度研究会編集(1990)教員免許ハンドブック法令·解説編.第一法規:東京.
- 教員養成·免許制度研究会編集(2002a)教員免許

ハンドブック課程認定編追録127~133号. 第一 法規:東京.

教員養成・免許制度研究会編集(2002b)教員免許 ハンドブック法令・解説編追録134~135号. 第 一法規:東京.

小林勝法(2000)大学保健体育教員の採用と教育研究能力.日本体育学会第51回大会(社)全国大学体育連合企画シンポジウム「大学保健体育教員の資質と能力」配布資料

文部科学省(2002)2002年11月3日付文部科学省

ホームページ

文部省大臣官房調査統計課(1951-1997)学校基本調査報告書高等教育機関. 文部省:東京.

高橋健夫、長谷川悦史(2000)大学体育教師の資質 と能力ー大学体育教師養成の立場からー. 日本体 育学会第51回大会(社)全国大学体育連合企画 シンポジウム「大学保健体育教員の資質と能力」 配布資料

官報各号(年月日省略)

各大学大学院案内、各大学院ホームページ、各大学

付 録 表 8 保健体育科教員免許状課程認定校記載の官報文部(文部科学)省告示一覧 平成 14 年 4 月 1 日適用まで

官報 発行年月日	官報 号	頁	文部省 告示号	課程	課程認定された大学院名	適用日
昭和29.1.7	8380 号	139-145頁	100号	正規の課程		昭29.4.1
昭和30.2.8	8429	132-138	3	正規の課程		昭29.4.1
昭和30.3.24	8466	391-392	29	正規の課程		昭29.4.1
昭和30. 5.18	8510	282-287	58	正規の課程		昭29.4.1
昭和30.12.20	8692	370	103	正規の課程		昭30.4.1
昭和30.12.20	8692	370	104	仮免許状		昭30.4.1
昭和30.12.20	8692	370-371	105	聴講生の課程		昭29.4.1
昭和30.12.20	8692	371	106	聴講生の課程		昭30.4.1
昭和30.12.20	8692	372	107	仮免許状		昭30.4.1
昭和31.2.8	8731	114-115	2	専攻生		昭30.4.1
昭和31. 2.22	8743	372	6	大学院の課程	東京大学	昭30.4.1
昭和31.3.13	8760	223	16	専攻科の課程		昭30.4.1
昭和31.3.13	8760	222-223	18	正規の課程		昭31.4.1
昭和31.3.13	8760	223	20	聴講生の課程		昭30.4.1
昭和31.3.13	8760	223-224	21	聴講生の課程		昭31.4.1
昭和31.3.13	8760	224-225	75	聴講生の課程		昭31.4.1
昭和31.3.13	8760	225	76	聴講生仮免許状		昭31.4.1
昭和32. 4.16	9091	331-332	54	聴講生の課程		昭32.4.1
昭和33.2.14	9342	246	22	正規の課程		昭33.4.1
昭和33.9.18	9523	311	77	専攻科の課程		昭33.4.1
昭和34.5.16	9716	386	56	正規の課程		昭34.4.1
昭和34.5.16	9716	386	57	正規の課程		昭32.4.1
昭和34.5.16	9716	386	58	専攻科の課程		昭34.4.1
昭和35.2.17	9944	350-351	2	正規の課程		昭34.4.1
昭和35.2.17	9944	351	6	聴講生の課程		昭34.4.1
昭和37.2.10	10541	243	12	正規の課程		昭36.4.1
昭和37.2.10	10541	243-244	18	聴講生の課程		昭36.4.1
昭和37.2.10	10541	244	19	聴講生の課程		昭36.4.1
昭和37.3.28	10579	670	75	正規の課程		昭37.4.1
昭和38.4.1	号外27	11-13	59	正規の課程		昭38.4.1
昭和38.4.1	号外27	13	61	聴講生の課程		昭38.4.1
昭和39.3.6	11166	5-7	63	正規の課程		昭39.4.1

				大学院の課程		
				(専攻科の課程)		
				聴講生の課程		
昭和 40.3.8	11468	4-7	105	正規の課程		昭40.4.1
				 (大学院の課程)		
				(専攻科の課程)		
				聴講生の課程		
昭和40.4.13	11499	4	149	正規の課程		昭40.4.1
				(大学院の課程)		
				(専攻科の課程)		
				(聴講生の課程)		
昭和 41. 4. 1	号外37	17-21	175	正規の課程		昭41.4.1
				大学院の課程	東京教育大学	昭39.4.1
				(専攻科の課程)		昭41.4.1
				(聴講生の課程)	·	昭41.4.1
昭和42.4.1	号外39	7-10	133	正規の課程		昭42.4.1
				(大学院の課程)		
				(専攻科の課程)		
				(聴講生の課程)		
昭和 43. 4. 1	号外31	60-62	76	正規の課程		昭43.4.1
				(大学院の課程)		
				聴講生の課程		
昭和44.4.1	号外41	72-75	102	正規の課程	417	昭44.4.1
				(大学院の課程)		
				(専攻科の課程)		
				聴講生の課程		
昭和 45. 4. 1	号外42	4-6	164	(正規の課程)		昭45.4.1
				大学院の課程	広島大学	
				専攻科の課程		
				聴講生の課程		
昭和46.4.8	13288	7-9	112	正規の課程		昭46.4.1
昭和46.4.8	13288	9-10	113	大学院の課程	順天堂大学	昭46.4.1
				専攻科の課程		
昭和48.5.18	13916	5-7	84	正規の課程		昭47.5.1
						(琉球大学
				大学院の課程	お茶の水女子大学	昭48.4.1
				(専攻科の課程)		
				聴講生の課程		
昭和50.5.12	14504	4-5	68	正規の課程		昭49.4.1
昭和50.5.12	14504	5	69	大学院の課程	日本体育大学	昭50.4.1
昭和50.5.12	14504	6	71	聴講生の課程		昭50.4.1
昭和51.5.20	14808	12	102	大学院の課程	筑波大学	昭51.4.1
					奈良女子大学	
					東海大学	昭51.4.1
昭和53.5.17	15399	2	108	大学院の課程	中京大学	昭53.4.1
	16297	8-9	95	正規の課程		昭56.4.1
昭和56.5.26				1	PEZ 1 1 1 1 2 2 2 4	577 CC A 1
昭和56. 5. 26 昭和56. 5. 26	16297	9	96	大学院の課程	岡山大学	昭56.4.1
	16297 16297	9	96 98	大学院の課程 聴講生の課程	岡山大子	昭56.4.1

					金沢大学	
					静岡大学	
昭和 57. 5.18	16587	8	84	聴講生の課程		昭57.4.1
昭和58.8.27	16971	4	105	大学院の課程	千葉大学	昭58.4.1
					愛知教育大学	
					福岡教育大学	
昭和59.7.17	17233	1	102	正規の課程		昭59.4.1
昭和59.7.17	17233	1-2	103	大学院の課程	横浜国立大学	昭59.4.1
	17530	2-3	99		新潟大学	
昭和60.7.17				大学院の課程	大阪教育大学	昭60.4.1
					神戸大学	
					奈良教育大学	
昭和60.7.17	17530	3	101	聴講生の課程		昭60.4.1
昭和61.7.15	号外95	1-3	104	正規の課程		昭61.4.1
昭和61.7.15	号外95	4	106	専攻科の課程		昭61.4.1
昭和61.7.15	号外95	4-7	107	聴講生の課程		昭61.4.1
昭和62.6.8	18089	3-6	81	正規の課程		昭62.4.1
昭和63.7.25	号外102	1-5	95	正規の課程		昭63.4.1
昭和63.7.25	号外102	5-6	96	大学院の課程	宮城教育大学	昭63.4.1
					茨城大学	
					宇都宮大学	
					上越教育大学	
					鳴門教育大学	
					鹿屋体育大学	
昭和63.7.25	号外102	6-9	98	聴講生の課程		昭63.4.1
平成 元. 5. 8	号外62	20-26	73	正規の課程		平元.4.1
平成 元. 5. 8	号外62	26-27	74	大学院の課程	三重大学	平元.4.1
平成 元. 5. 8	号外62	27-30	75	聴講生の課程		平元.4.1
平成 2.3.26	号外特7	1-277	24	正規の課程	秋田大学	平2.4.1
				大学院の課程	福島大学	
				聴講生の課程	京都大学	
				専攻科の課程	兵庫教育大学	
					熊本大学	
					日本大学	
					福岡大学	
平成 2.6.21	号外70	1-25	83	正規の課程	群馬大学	平2.4.1
				大学院の課程	埼玉大学	
				聴講生の課程	京都教育大学	
					琉球大学	
平成 3.4.1	号外42	8-24	30	正規の課程	信州大学	平3.4.1
				大学院の課程	滋賀大学	
				専攻科の課程	島根大学	
				聴講生の課程	山口大学	
T-P	B.47	ļ			早稲田大学	
平成 4.4.1	号外45	23-33	40	正規の課程	福井大学	平4.4.1
				大学院の課程	香川大学	
				(専攻科の課程)	大分大学	
					日本女子体育大学	
					中京女子大学	
	<u> </u>				大阪体育大学	

문外50	4-16	48	正規の課程	山形大学	平5.4.1
平成 5.4.1 号外50		.0		i	7 3.4.1
			サスパッかに		
平成 6.4.14 号外70	1-24	58	正相の課程		平6.4.1
	1-24	36			70.4.1
			八子(元)(7) 課任		
	14.05	67	T-19.0=910		77.4.4
	14-25	6/			平7.4.1
			<u> </u>	!	
平成 8.3.29 号外76	43-51	62			平8.4.1
				国際武道大学	
	-		専攻科の課程		
				川崎医療福祉大学	平9.4.1
				仙台大学	平10.4.1
平成11.5.12 号外88	1-12	105	学部等の課程		平11.4.1
			大学院の課程		
平成 11. 5. 12 号外88	12-49	106	学部等の課程		平11.4.1
			(専攻科の課程)		
			(教職特別課程)		
平成12.7.7 号外136	1-221	124	学部等の課程	北海道大学	平12.4.1
			(私立大学学部等の通信課程)		
			(公私立短期大学の課程)		
			(私立短大専攻科の通信課程)		
			(教職特別課程)		
			大学院の課程		
			(専攻科の課程)		(4校は
			(私立大学大学院の通信課程)		平11.4.1)
平成13.7.10 号外143	1-68	123	学部等の課程	国士舘大学	平13.4.1
			大学院の課程	武庫川女子大学	
			私立大学大学院	東亜大学	
9	1		の通信課程	東亜大学(通信)	
		1			
号外179	1-42	158	(専攻科の課程) 学部等の課程	桜美林大学	平14.4.1
号外179	1-42	158	(専攻科の課程) 学部等の課程	桜美林大学	平14.4.1
号外179	1-42	158	(専攻科の課程)	桜美林大学	平14.4.1
	号外75 号外76 号外88 号外88	号外70       1-24         号外75       14-25         号外76       43-51         号外88       1-12         号外88       12-49         号外136       1-221	号外70 1-24 58 58 58 58 58 58 58 58 58 58 58 58 58	号外70     1-24     58     正規の課程 大学院の課程       号外75     14-25     67     正規の課程 (通信教育の課程) 大学院の課程       号外76     43-51     62     学部等の課程 大学院の課程 専攻科の課程       号外88     1-12     105     学部等の課程 大学院の課程       号外88     12-49     106     学部等の課程 (事攻科の課程) (教職特別課程) (公私立短大字の課程) (私立短大専攻科の通信課程) (松立短大専攻科の通信課程) (教職特別課程) 大学院の課程 (專攻科の課程) (私立大学大学院の通信課程) (私立大学大学院の通信課程)       号外143     1-68     123     学部等の課程 大学院の課程       号外143     1-68     123     学部等の課程 大学院の課程	大学院の課程   内敬山大学   安媛大学   佐賀大学   大学院の課程   弘前大学   富山大学   島取大学   島取大学

(出典)・昭和62年までは文化図書発行官報目次総覧で、昭和63年以降は同官報総索引で検索した後、官報に実際に当たり作成した。

- ・東海大学大学院は東海大学資格教育課による。川崎医療福祉大学と仙台大学は教員免許ハンドブックによる。
- ・大学院の設置日と課程認定日は必ずしも一致しない。 ・平成13年7月10日からは文部省告示。
- ・同じ告示で他の課程は保健体育科教員免許状の課程認定されているが、( )内の課程は保健体育科教員免許状の課程認定なし。
- ・再課程認定、改組後の認定等は省略して記入せず、同一大学院での初の課程認定のみを記した。

<sup>(</sup>注) ・昭和36年、昭和47年、昭和49年、昭和52年、昭和54年、昭和55年、平成6年、平成9年、平成10年は保健体育科教員免許状 の課程認定の記載は見い出せなかった。